

(3) 修了者の質の確保

(要旨)

ア 厳格な成績評価

- ① 平成 20 年 3 月以降、中教審法科大学院特別委員会において法科大学院の教育の質の向上に係る審議が開始され、その中で、法科大学院修了者の質を確保するため、成績評価の厳格化の方針が打ち出された。

上記審議を踏まえて取りまとめられた中教審法科大学院特別委員会報告では、各法科大学院が厳格な成績評価・進級判定・修了認定の徹底に取り組むことや、そのための方策として、GPA 制度（注）の活用、再試験等の廃止、成績評価の水準に関する教員間での共通認識の形成等が提言された。

（注）GPA（グレード・ポイント・アベレージ）は、各科目の成績から特定の方式によって算出する学生の成績評価方式のことであり、例えば、授業科目の成績評価を 5 段階（A・B・C・D・F）で評価し、それぞれに対して 4・3・2・1・0 のグレード・ポイントを付与し、それに各単位数を掛けて足した合計点を総単位数（履修登録単位数の総数）で割ってスコア化するものである。

また、未修者 1 年次における学修はその後の基礎となることから、未修者 1 年次から 2 年次への成績評価及び進級判定は厳格になされることとされた。

- ② 中教審法科大学院特別委員会の審議を受け、各法科大学院が成績評価の厳格化に取り組んだ結果、74 法科大学院において、未修者 1 年次から 2 年次への進級率の低下がみられ、平成 20 年度は 84.8%であったところ、22 年度には 75.8%となっている。

当省が実地調査した 38 法科大学院においても、未修者、既修者双方の進級率及び修了認定率の低下がみられ、特に、未修者 1 年次から 2 年次への進級率の低下の傾向が大きかった。

- ③ 当該 38 法科大学院においては、成績評価の厳格化のための取組として、平成 21 年度以降に GPA を成績評価に導入した法科大学院が 14 校、成績評価の分布等の見直しを行った法科大学院が 5 校、再試験等を廃止した法科大学院が 6 校であった。

- ④ 各法科大学院において成績評価の厳格化の取組が進められ、進級率の低下等がみられる一方で、司法試験の合格率は低下しており、平成 20 年の合格率は 33.0%であったところ、23 年の合格率は 23.5%となっている。既修者・未修者別にみると、23 年の合格率は、既修者が 35.4%であるのに対し、未修者は 16.2%であり、未修者の合格率は、既修者の半分未満となっている。

- ⑤ 74 法科大学院において、修了直後の司法試験を受験しない「受け控え者」が増加傾向にあり、平成 19 年には 714 人（修了者の 16.2%）であったものが、平成 23 年には、1,006 人（修了者の 22.2%）まで

増加している。

受け控え率の高い法科大学院は、直近修了者の司法試験合格率も低い傾向にあり、23年の司法試験で受け控え率が50%を超えていた法科大学院14校の、直近修了者の合格率(直近修了者数ベース)をみると、直近修了者の合格率平均(74校)は25.3%であるのに対し、14校の合格率は、0.0%が4校、5%未満が5校、10%未満が3校、20%未満が2校であった。

イ 共通的な到達目標

中教審法科大学院特別委員会報告において、法科大学院の修了者が共通に備えておくべき能力を明確にし、偏りのない学修を確保することにより修了者の質を保証するため、全ての法科大学院における共通的な到達目標を策定する必要があるとあり、各法科大学院は、共通的な到達目標を踏まえた上で、それを超える到達目標を設定することが望まれるとの提言がなされた。

これを踏まえ、研究者教員及び法曹関係者からなる調査研究班が、共通的な到達目標のモデル案を作成しており、平成22年9月には、同委員会第2ワーキング・グループでの検討も踏まえた上で、同班による共通的到達目標モデル(第2次案修正案)が公表された。

当省が実地調査した38法科大学院においては、上記モデル案を踏まえた到達目標を策定の上、公表している法科大学院が22校みられた。

ウ 未修者対策

(法律基本科目の量的充実)

中教審法科大学院特別委員会報告では、未修者1年次における法律基本科目の基礎的な学修を強化するため、未修者1年次における法律基本科目の上乗せが提言された。

この提言を受け、文部科学省は平成22年3月に設置基準を改正することにより(同年4月施行)、各法科大学院が履修上限単位数を引き上げ、未修者1年次に法律基本科目を6単位程度増加させることを可能とした。

74法科大学院において、平成22年度以降、履修上限単位数を引き上げ、法律基本科目を増設した法科大学院は、50校であった。各法科大学院は、入門科目の新設(30校)や既存の授業科目の単位数の引上げ(24校)、演習科目の新設等(16校)を行い、未修者教育の充実を図っている(文部科学省公表資料。複数回答可)。

(未修者の質の確保)

① 未修者の進級率や標準修業年限修了率が低下する一方、未修者を中心に、退学者、除籍者の増加もみられた。74 法科大学院において、平成 18 年度入学未修者及び 19 年度入学既修者のうち、20 年度末までに退学、除籍となった者は 502 人であったのに対し、20 年度入学未修者及び 21 年度入学既修者のうち、22 年度末までに退学、除籍となった者は 543 人であった。

退学者数、除籍者数を未修者、既修者別にみると、20 年度末時点での退学者、除籍者 502 人のうち未修者 428 人、既修者 74 人、22 年度末時点での退学者、除籍者 543 人のうち未修者 478 人、既修者 65 人であり、退学者、除籍者の大部分が未修者となっている。

② 司法試験の合格率についても、既修者と未修者との間で差が生じている。平成 23 年の合格率は未修者 16.2%、既修者 35.4%となっており、未修者の合格率は既修者の約半分となっている。修了年度別の累積合格率も、既修者は、平成 17 年度修了者の累積合格が 69.8%、18 年度修了者が 63.4%であるのに対し、未修者の 18 年度修了者の累積合格率は、39.5%となっている(注 平成 17 年度及び 18 年度修了者は、受験回数制限により、既に累積合格率が確定している。)

また、直近修了者が修了直後の司法試験を受験しない「受け控え者」も、その多くが未修者であり、平成 20 年司法試験の受け控え者 933 人(19 年度修了者の 19.0%)中、未修者は 783 人(27.4%)、既修者は 150 人(7.3%)であり、23 年司法試験の受け控え者 1,006 人(22 年度修了者の 22.2%)中、未修者は 835 人(31.6%)、既修者は 171 人(9.0%)であった。

ア 制度の概要

(7) 背景

審議会意見においては、法科大学院における厳格な成績評価及び修了認定について、「法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度(例えば約 7～8 割)の者が後述する新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきである。厳格な成績評価及び修了認定については、それらの実効性を担保する仕組みを具体的に講じるべきである。」と提言されている。

これを受け、連携法第 2 条第 1 号においては、「法科大学院において(中略)、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもって、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確

保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力（弁論の能力を含む。次条第三項において同じ。）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。」と規定されている。

法科大学院の成績評価及び修了認定については、設置基準において、i) 厳格な成績評価及び修了認定の実施(第10条第2項)、ii) 法科大学院の課程の修了要件(第23条)等について規定されている。

また、平成15年告示においては、i) 法科大学院が開設すべき科目群、ii) 履修科目の登録の上限等が規定されている。

(イ) 中教審法科大学院特別委員会報告

前述のとおり、審議会意見に示された制度当初の理念では、「厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で」法科大学院の課程を修了した者のうち相当程度(例えば約7～8割)の者が司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うことが求められていた。

しかし、司法試験の合格率は、初回の平成18年試験が48.3%(注既修者のみ・受験者数ベース)、19年試験が40.2%(未修者32.3%・既修者46.0%)、20年試験が33.0%(未修者22.5%・既修者44.3%)と低下傾向にあった。

そのため、中教審法科大学院特別委員会において、平成20年3月以降、法科大学院における教育の質の一層の向上に係る議論が開始され、平成21年4月17日の中教審法科大学院特別委員会において中教審法科大学院特別委員会報告が取りまとめられた。

同報告において、修了者の質の確保との関係では、「第2修了者の質の保証」の中で、i) 共通的な到達目標の設定と達成度評価方法の実施、ii) 教育内容の充実と厳格な成績評価・修了認定の徹底、iii) 司法試験との関係(司法試験の合格状況が厳しい法科大学院の教育方法の改善及び抜本的見直し)等の教育の質の向上のための改善方策が示されている。

(ウ) 文部科学省の取組

a 厳格な成績評価及び修了認定の更なる徹底の取組

文部科学省は、中教審法科大学院特別委員会報告を受け、各法科大学院に対し、厳格な成績評価及び修了認定の徹底により、修了者の質を確保するよう促している。

同報告では、厳格な成績評価及び修了認定を徹底するため、i) 法学未修者1年次における学修は、2年次以降の学修の前提とな

るものであるから、1年次における成績評価・単位認定及び2年次への進級判定は厳格に行われる必要があること、ii)一部の成績区分への偏りが生じることのないよう、適切な成績評価の分布の確保を前提とした上で、GPA制度を進級判定や修了認定において積極的に活用すること、iii)再試験を実施する場合には、それが定期期末試験における成績不良者の救済措置とならないよう、適切に運用される必要があること等が提言された。

また、後述する共通的な到達目標との関係では、各法科大学院は、修了者の共通的な到達目標の達成度を評価するため、厳格な成績評価による単位認定・進級判定及び修了認定に取り組むことが期待されるとされた。

さらに、司法試験との関係では、法曹を養成するという法科大学院の設置の目的に鑑みれば、3回の司法試験の受験の結果、修了者のうち、司法試験に合格し、法曹として活躍できる者の割合が相当に低い状況が継続的にみられる法科大学院については、入学定員数の見直しを含めた適切な入学者選抜、教育水準の確保・向上並びに、厳格な成績評価及び修了認定の徹底などを担保するための方策を早急に講じ、現状の改善を図る必要があるとされた。

b 改善状況調査及びフォローアップ対象校へのフォローアップ状況

中教審法科大学院特別委員会報告を受けて、文部科学省及び中教審法科大学院特別委員会は、修了者の質の保証のため、以下の取組を行っている。

(特別委員会第3ワーキング・グループの取組)

前述のとおり、教育の質の改善につき、各法科大学院に対して継続的なフォローアップを行うため、平成21年2月に、中教審法科大学院特別委員会の下に第3ワーキング・グループが設置された。同ワーキング・グループは、各法科大学院の教育の質の改善状況に係る調査(改善状況調査)及びフォローアップを3回にわたって実施、その結果を取りまとめ、以下の中教審法科大学院特別委員会(平成22年1月22日、同年9月16日、23年1月26日)において報告した。

各法科大学院における成績評価の厳格化に係る取組については、同ワーキング・グループが実施した第1回目(平成22年1月22日)及び第3回目(23年1月26日)の改善状況調査結果及びフォローアップの中で取り上げられている。

(平成 22 年 1 月 22 日 第 1 回改善状況調査結果)

平成 21 年 4 月に、第 3 ワーキング・グループから全ての法科大学院に対し、中教審法科大学院特別委員会報告を踏まえた教育の質の向上に係る現状の分析及び改善のための取組を提示するよう依頼がなされた。

第 3 ワーキング・グループにおいて全ての法科大学院から提示された取組について精査した結果、入学者の質の確保及び修了者の質の確保が十分でない、あるいは今後それらの質の確保が困難になることが懸念される法科大学院がみられたため、それらの法科大学院 40 校に対し、平成 21 年 7 月にヒアリングが行われた。

その結果、更にフォローアップを行う必要があると判断された 26 法科大学院（以下「フォローアップ対象校」という。）に対し、平成 21 年 10 月から 22 年 1 月にかけて実地調査（法科大学院生との意見交換や授業見学等）が行われた。

実地調査の結果、26 校中 12 校が、改善の努力の継続が必要であることから、「継続的にフォローアップを実施する必要がある」との指摘を受け、14 校が、大幅な改善が必要であることから「重点的にフォローアップを実施する必要がある」との指摘を受けた。

厳格な成績評価との関連では、「定期試験の問題及び答案について一部の科目につき確認したところ、可とされた答案に不可相当のものがある、試験の内容が法科大学院生としての到達度を測るのに適切か疑問を感じさせる問題があった等、厳格な成績評価が十分に実施されていない。」との指摘がなされている。

また、各法科大学院に対する第 3 ワーキング・グループの委員の所見は、別表 1 のとおりである。成績評価及び修了認定の厳格化について指摘を受けた法科大学院は、26 校中 11 校となっている（別表 1 の第 1 回改善状況調査の委員所見参照。授業内容や方法の検討のみの指摘を受けている法科大学院は除外した。）。

各法科大学院に対する指摘の具体的な内容は、i) 厳格な成績評価・修了認定の徹底が不十分（7 校）、成績評価についての教員の認識・教員間の連携・教員の組織体制が不十分（4 校）、学修到達度の明確性や認識の共有が不十分（3 校）等であった（重複あり）。

(平成 23 年 1 月 26 日 第 3 回改善状況調査結果)

第 3 回改善状況調査では、平成 22 年司法試験の結果が 9 月に発表されたことを踏まえ、第 1 回の調査で指摘された課題等を中心に、各法科大学院における教育の質の向上に向けた改善の進捗状況について確認が行われた。

今回の調査では、前述のとおり、書面調査及び平成 22 年司法

試験の結果を踏まえ、司法試験の合格率、または修了直後の修了者における新司法試験の合格率が著しく低い状況が継続していることなどから、修了者の質の確保に早急に取り組む必要があると考えられる法科大学院 8 校に対して、ヒアリング調査が行われた。

その結果、当該法科大学院の現状や改善のための取組等についてより詳細な確認が必要とされた前述の 8 校中 3 校と、第 1 回改善状況調査のフォローアップ対象校 26 校中 25 校(23 年度学生募集を停止した 1 校は除く。)に対して、実地調査(教員との意見交換、定期試験答案確認、学生面談等)が行われた。

調査の結果、第 1 回目のフォローアップ対象校 25 校のうち 17 校が、改善の取組は一定以上なされているものの「更に改善に取り組む必要がある」との指摘を受け、8 校が、改善の取り組みが全体的に進んでいるとは言い難く「早急に改善に取り組む必要がある」との指摘を受けた。なお、新たにフォローアップ対象となった 3 校は、「継続的にフォローアップを実施する必要がある」との指摘を受けている。

今回の調査では、成績評価及び修了認定の厳格化については、各法科大学院においても、GPA 制度の導入、成績評価基準の見直し、研究者教員と実務家教員の連携強化、FD 等を通じた教員間での共通認識の形成等の取組が実施されていることが確認された。

一方で、一部の法科大学院において、修了者の多くが修了直後の司法試験を受験せず、受験しても合格率が著しく低いといった状況がみられることが確認された。このような状況を改善するために、第 3 ワーキング・グループは、それらの法科大学院に対し、i) 学生に対する学修の到達目標の明示、ii) FD 活動等を通じた教育内容・方法の改善、iii) 成績評価及び修了認定の厳格化等により一層取り組むことを求めている。

また、一部の法科大学院では、成績評価及び修了認定の在り方について、i) 一部の科目の定期試験について、明らかに基礎的な理解を欠いていると思われる答案に、合格点ないしそれ以上の評価を与えている、ii) 授業科目ないし担当教員により成績評価基準・方法が異なる、成績判定が各教員に任せきりにされており、その妥当性の確認が困難であるなど、組織としての成績評価管理の体制が未整備などの課題がみられたため、こうした課題がみられた法科大学院においては、改善の取組の実効性を早急に検証し、組織的な対応を図ることが必要とされた。

（法科大学院の質の向上に関する改善状況調査ワーキング・グループの設置）

中教審が第6期を迎えて初めて開催された平成23年6月の中教審法科大学院特別委員会における審議において、法科大学院に対して教育の質の向上に向けた改善を継続的に促していくため、これまでの第3ワーキング・グループの活動を引き継ぐ組織として「法科大学院の質の向上に関する改善状況調査ワーキング・グループ」を設置し、引き続き改善状況に係る調査を実施することが決定された。

同ワーキング・グループは、平成23年度入学者選抜の結果を踏まえ、入学者の質の確保の観点から課題があると考えられる法科大学院に対して調査を実施し、23年9月に当該調査結果を取りまとめた。同ワーキング・グループは、平成24年3月現在、平成23年司法試験結果を踏まえた、各法科大学院の改善状況の調査を実施している。

c 共通的な到達目標策定に向けた取組

（共通的な到達目標の目的）

前述の中教審法科大学院特別委員会報告において、法科大学院の修了者の質を確保する観点から、「将来の法曹として、法科大学院修了者が共通に備えておくべき能力を明確にし、偏りのない学修を確保することにより修了者の質を保証するため、すべての法科大学院における共通的な到達目標を策定する必要」があり、各法科大学院は、共通的な到達目標を踏まえた上で、それを超える到達目標を設定することが望まれるとの提言がなされた。

共通的な到達目標の策定が求められた背景には、司法試験委員会の考査委員ヒアリングや司法研修所の教官の所感などにおいて、法科大学院を修了した司法試験受験者や司法修習生の中に、基本分野の法律に関する基礎的な理解や法的思考能力が十分身につけていないと思われるものが一部に見られるとの指摘や、法科大学院が担うべき法律実務基礎科目の内容について明確な共通の理解が無い場合、法科大学院によって法律実務基礎科目の内容が不統一である等の指摘がなされたことがあった。

同報告によると、共通的な到達目標の策定により、各法科大学院における学修のばらつきが解消され、修了者の質及び法科大学院教育全体の質の向上が期待されている。

（共通的な到達目標の内容）

中教審法科大学院特別委員会報告によると、共通的な到達目標策定の対象となる法分野は、法科大学院の教育において共通に修

得することが期待される能力等の主要な部分を明確にするという趣旨から、法律基本科目及び法律実務基礎科目とすることが適切であるとされた。

また、共通的な到達目標に掲げられる質・能力として、将来の法曹として必要な基礎的な理解、体系的な法的思考能力、創造的・批判的思考能力、事例分析能力及び論理的表現能力等、幅広い能力が必要であるとされた。

さらに、共通的な到達目標の対象及び内容として、当該法分野の理解にとって不可欠な法制度の枠組み、基本となる法理、重要な条文等について、それらの趣旨や要件・効果、解釈や適用の仕方について理解しているか等が挙げられた。

なお、共通的な到達目標の内容は、「法改正などの法的状況や社会的環境の変化あるいは学問分野の進展などに応じて適宜変更されるべきであり、少なくとも5年ごとに1回程度の見直しが行われる必要がある」とされている。

（これまでの検討の経緯）

共通的な到達目標の在り方については、平成20年6月以降、中教審法科大学院特別委員会の第2ワーキング・グループを中心に検討が重ねられてきた。

一方、平成20年度及び21年度に文部科学省の補助金（大学改革推進等補助金専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム）の支援を得て、研究者教員及び法曹関係者の参加の下に、共通的な到達目標の在り方について調査研究が行われ、その具体的モデルの第1次案が21年12月に、第2次案が22年3月に、その後、22年9月には第2次案の修正案（共通的到達目標モデル第2次案修正案）が公表されている。

調査研究グループは、中教審法科大学院特別委員会での審議を参考にモデル案を作成した。一方、同委員会の第2ワーキング・グループは、調査研究グループによる作業状況を注視しつつ、共通的な到達目標の在り方について検討を重ねた。

その後、同特別委員会では、共通的な到達目標の法科大学院教育における位置付け及び共通的な到達目標と認証評価との関係について検討を行い、平成22年9月16日、審議結果を取りまとめている。同取りまとめでは、共通的到達目標を踏まえ、各法科大学院がそれを超える内容の到達目標を策定することが期待されるとの提言がなされた。

d 未修者対策

(夜間コースや長期履修制度の整備)

中教審法科大学院特別委員会報告では、多様な人材の確保のため「今後、より多くの多様な経験を有する優秀な社会人学生の法科大学院への入学を促進するため、入学者選抜方法における社会人に対する一定の配慮のみならず、夜間コースの設定や長期履修コースの運用により、働きながら学修できる環境を整備する」ことが必要であるとの提言がなされている。

(法律基本科目の量的充実)

中教審法科大学院特別委員会報告では、成績評価の厳格化と併せて、教育内容充実の観点から、法学未修者教育をより一層充実させるため、法律基本科目の質的量的拡充、取り分け、未修者1年次における法律基本科目の基礎的な学修を確保するため、未修者1年次における法律基本科目の上乗せが提言された。

同報告の提言を受け、文部科学省は、未修者の1年次における法律基本科目の学修を強化する目的で、平成22年3月に設置基準を改正した(同年4月1日施行)。今回の改正により、第25条第1項ただし書(注)が追加され、法学未修者1年次では、1年当たりの履修登録上限単位数の上限である36単位を超えて、法律基本科目を6単位程度増加することが可能とされた。

(注) 第25条第1項「法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第23条に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については30単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 政策効果の把握結果

(7) 目標の達成状況

審議会意見においては、司法試験の合格率に関して、「法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度(例えば約7～8割)の者が後述する新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきである。」とされている。ここでいう「例えば約7～8割」の合格率とは、法務省及び文部科学省の見解によると、単年度の合格率ではなく、法科大学院修了者の累積の合格率との見方もあるとされている。

法科大学院修了者の、修了年度別、未修・既修別の累積合格率は、

図表 2 - (3) - ①のとおりである。

修了後 5 年の期間制限により、平成 24 年以降の司法試験を受験できないためすでに累積合格率の確定した平成 17 年度及び 18 年度修了者についてみると、17 年度修了者（既修者のみ）の累積合格率は 69.8%、18 年度修了者の合格率は全体で 49.5%、未修者が 39.5%、既修者が 63.4%となっている。いずれの年度の修了者も、既修者は、目標の中で例示された合格率の下限である 7 割に比較的近い数値になっているのに対し、未修者の合格率は、それに比べて低くなっている。

まだ受験機会の残っている 19 年度以降の修了者についてみても、19 年度及び 20 年度修了の既修者の合格率は、いずれも累積の合格率が 60%を超えているのに対し、未修者の合格率は、それぞれ 19 年度修了者が 31.4%、20 年度修了者が 28.9%となっており、それぞれの修了年度の既修者の合格率の半数以下となっている。

そのため、特に未修者について、審議会意見に掲げられた「相当程度」というには合格率が低迷していると言える。

図表 2 - (3) - ① 各年度の修了者の司法試験累積合格率
(単位：人、%)

修了年度	修了者数	累積 合格者数	累積 合格率	累積合格率	
				既修者	未修者
平成 17	2,176	1,518	69.8%	69.8%	—
平成 18	4,418	2,188	49.5%	63.4%	39.5%
平成 19	4,910	2,226	45.3%	64.8%	31.4%
平成 20	4,994	2,228	44.6%	66.9%	28.9%
平成 21	4,792	1,798	37.5%	57.8%	23.7%
平成 22	4,535	1,147	25.3%	38.0%	16.2%

(注) 文部科学省の資料による。

(イ) 施策の実施による効果

a 厳格な成績評価及び修了認定を徹底するための取組の効果

(a) 未修者 1 年次から 2 年次への進級における進級率の低下

中教審法科大学院特別委員会において成績評価の厳格化の方針が打ち出された平成 20 年 3 月以降、各法科大学院において成績評価の厳格化の取組が進められている。同報告では、修了者の質の確保のため、成績評価及び修了認定の厳格化を提言しており、取り分け、未修者 1 年次から 2 年次への進級については、その後の学修の基礎になることから、厳格な成績評価及び進級判定が必要とされた。

当省では、中教審法科大学院特別委員会での審議を受けた各法科大学院における成績評価及び修了認定の厳格化の取組の効果について把握するため、各法科大学院における進級率及び修了認定率について調査した。

① 74 法科大学院における進級率・（修了認定率）の推移

74 法科大学院の未修者 1 年次から 2 年次への進級率は、平成 16 年度には 94.7%であったところ、平成 22 年度には、75.8%まで低下している。20 年度から 21 年度にかけて、特に低下の幅が大きく、平成 20 年度の 84.8%から、21 年度には 79.0%に減少している（図表 2 - (3) - ②）。

なお、未修者 1 年次から 2 年次への進級判定を導入していない法科大学院は、平成 21 年度には 11 校であったが、22 年度には 5 校、23 年度には 4 校と、減少している（※23 年度については、当省が実地調査及びホームページで確認した。）。

図表 2 - (3) - ② 未修者 1 年次から 2 年次への進級率の推移

(単位：人、%)

	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22
進級判定対象者数	2,419	2,617	2,687	2,818	2,775	2,522	2,224
進級者数	2,290	2,430	2,406	2,466	2,353	1,992	1,685
進級率	94.7	92.9	89.5	87.5	84.8	79.0	75.8

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

② 38 法科大学院における進級率・修了認定率の推移

当省が実地調査により把握した 38 法科大学院の進級率及び修了認定率の推移は、以下のとおりである。

(38 法科大学院における進級率の推移)

38 法科大学院の進級率の推移をみると、未修者の 1 年次から 2 年次、2 年次から 3 年次、既修者の 2 年次から 3 年次のいずれについても、進級率の低下が見られた。

また、進級率が最も低く、進級率の低下傾向が最も大きかったのは、未修者の 1 年次から 2 年次への進級率であった。未修者の 1 年次から 2 年次への進級率は、特に平成 20 年度から 21 年度にかけて減少の幅が大きく、85.2%から 79.8%へと減少している。

なお、修了認定率についても、未修者・既修者の双方に低

下傾向が見られるが、未修者の方が既修者に比べ修了認定率は低く、低下の傾向も大きい。特に、未修者の修了認定率は、平成 20 年度から 21 年度にかけて、5.5%減少しており、低下の傾向が大きい。

(38 法科大学院における未修者の進級率及び修了認定率の推移についての分析)

38 法科大学院の未修者の進級率及び修了認定率の推移について分析したところ、以下のような傾向がみられた。

38 法科大学院中、平成 20 年度から 22 年度にかけて、未修 1 年次から 2 年次への進級率に低下傾向がみられる法科大学院は 26 校であった。上記 26 校中、平成 21 年度から 22 年度に G P A 制度を導入した法科大学院は 13 校、進級に必要な G P A 値を引き上げた法科大学院は 2 校、成績評価の分布・配点の見直しを行った法科大学院は 2 校、進級制を導入した法科大学院は 1 校、再試等を廃止した法科大学院は 5 校である（重複あり）。

また、平成 20 年度以降、未修者 2 年次から 3 年次の進級率に低下傾向がみられた法科大学院は 21 校であり、修了認定率に低下傾向がみられた法科大学院は 20 校であった。

(38 法科大学院における既修者の進級率及び修了認定率についての分析)

38 法科大学院の既修者の進級率及び修了認定率をみていくと、まず、既修者の進級率は、平成 16 年度から 21 年度にかけては約 98%から約 99%の間で推移しており、23 年度は 96.6%に低下しているが、未修者の進級率と比べれば、進級率は高く、進級率の低下も小さい。

また、既修者の修了認定率は、平成 17 年度から 21 年度にかけては 98%台で推移しており、22 年度は 97.1%に低下しているが、未修者の修了認定率(22 年度 85.9%)と比較しても約 10%高くなっている。

なお、修了判定対象者が 10 名以上の法科大学院（注）についてみると、既修者の修了認定率が 90%を超えている法科大学院は、平成 20 年度は 15 校中 14 校、21 年度は 14 校中 12 校、22 年度は 15 中 14 校であった

(注) 修了判定対象者が 10 人以下の法科大学院では、修了認定率の変動が大きいと見られるため、10 人以上の法科大学院を対象とした。

図表 2 - (3) - ③ 38 法科大学院における進級率・修了認定率の推移
(単位：%)

	年次	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
未修	1年次	95.8	93.6	91.0	88.7	85.2	79.8	77.2
	2年次	—	98.0	97.0	95.6	94.5	93.8	89.7
	修了時	—	—	93.9	91.4	92.3	86.8	85.9
既修	2年次	98.2	99.1	98.4	98.9	99.0	98.6	96.6
	修了時	—	98.5	98.1	98.1	98.7	98.3	97.1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 進級率は、進級者数/当該年度における進級判定対象者数によって算出した。

(b) 標準修業年限修了率の低下

各法科大学院が成績評価及び修了認定の厳格化に取り組み、進級率及び修了認定率が低下した結果、標準修業年限修了率にも低下がみられた。

なお、標準修業年限修了率とは、入学者のうち、標準修業年限で修了した者の割合を指す。つまり、平成 20 年度に修了した未修者の標準修業年限修了率が 70% という場合、平成 18 年度に入学した未修者のうち、標準修業年限で修了した者が 70% であることを意味する。

① 74 法科大学院の標準修業年限修了率の推移

平成 20 年 3 月に中教審法科大学院特別委員会において成績評価の厳格化の方針が打ち出されてから、各法科大学院において成績評価の厳格化の取組が進んでおり、未修者・既修者ともに標準修業年限修了率の低下が見られる。特に、既修者は、図表 2 - (3) - ④のとおり、平成 17 年度から 20 年度までは、90% から 93% の間で推移していたところ、平成 21 年度修了者から、標準修業年限修了率の低下がみられ、平成 22 年度には、初めて 90% 以下になっている。

また、未修者についても、既修者と同様に標準修業年限修了率に低下傾向がみられる。平成 17 年度当初から、既修者に比べ未修者の方が標準修業年限修了率は低いが、その差は年々拡大傾向にあり、平成 18 年度修了者の既修者と未修者の標準修業年限修了率の差は 15.0% であったのに対し、19 年度は 18.3%、20 年度は 22.9%、21 年度は 24.1%、22 年度は 25.6% となっている。

図表 2 - (3) - ④ 74 法科大学院の標準修業年限修了者数及び修了率の推移
(単位：人、%)

修了年度	入学者数			標準修業年限修了者数			標準修業年限修了率		
		既修者	未修者		既修者	未修者		既修者	未修者
H 17	2,350	2,350	—	2,176	2,176	—	92.6	92.6	—
H 18	5,437	2,021	3,416	4,382	1,819	2,563	80.6	90.0	75.0
H 19	5,673	2,156	3,517	4,548	1,972	2,576	80.2	91.5	73.2
H 20	5,774	2,147	3,627	4,538	1,996	2,542	78.6	93.0	70.1
H 21	5,615	2,051	3,564	4,263	1,871	2,392	75.9	91.2	67.1
H 22	5,346	2,000	3,346	3,932	1,791	2,141	73.6	89.6	64.0

(注) 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

- 2 修了年度が同じでも、既修者と未修者とは入学年度が異なっている。例えば、上記の表中の平成 18 年度標準修業年限修了者とは、平成 17 年度入学の既修者及び 16 年度入学の未修者のうち、標準修業年限で修了した者の割合を指す（既修者の標準修業年限は 2 年、未修者は 3 年）。

② 38 法科大学院の標準修業年限修了率の推移

当省が実地調査した 38 法科大学院全体についても、74 法科大学院と同様、標準修業年限率の低下がみられた（図表 2 - (3) - ⑤参照）。未修者・既修者別の傾向は、以下のとおりである。

（未修者の傾向）

当省が実地調査した 38 法科大学院の未修者の標準修業年限修了率は、平成 18 年度以降、年々低下しているが、19 年度から 20 年度にかけてと、20 年度から 21 年度にかけて、特に低下の傾向が大きくなっている。74 法科大学院全体と同じく、未修者と既修者の標準修業年限修了率の差が、拡大する傾向もみられる。

平成 20 年度以降、未修者の標準修業年限修了率に低下傾向がみられる法科大学院は、38 校中 23 校であった。

また、標準修業年限修了率は、法科大学院によって差が生じており、平成 22 年度修了未修者についてみると、80% 台の法科大学院が 6 校ある一方で、20% 台の法科大学院が 2 校、40% 台の法科大学院が 9 校みられた。

（既修者の傾向）

既修者の標準修業年限修了率は、平成 17 年度修了者が 92.2%、22 年度修了者は 93.7% であり、その間も若干の変動はあるものの、91.3% から 95.3% の間で推移しており、特に

低下傾向はみられなかった。

なお、当省が実地調査した平成 22 年度修了者についてみると、29 校中（注 38 校中 9 校については平成 21 年度に既修者が入学していない）、標準修業年限修了率 100% の法科大学院は 13 校、90% 台の法科大学院は 9 校みられた。

図表 2 - (3) - ⑤ 38 法科大学院における標準修業年限修了率の推移

（単位：人、％）

修了年度	入学者数		標準修業年限修了者数			標準修業年限修了率			
		既修者	未修者		既修者	未修者		既修者	未修者
H 17	1,329	1,329	—	1,225	1,225	—	92.2	92.2	—
H 18	3,057	1,122	1,935	2,538	1,024	1,514	83.0	91.3	78.2
H 19	3,334	1,216	2,118	2,748	1,124	1,624	82.4	92.4	76.7
H 20	3,433	1,237	2,196	2,764	1,162	1,602	80.5	93.9	73.0
H 21	3,310	1,204	2,106	2,588	1,147	1,441	78.2	95.3	68.4
H 22	3,182	1,194	1,988	2,452	1,119	1,333	77.1	93.7	67.1

（注）1 実地調査に基づき当省が作成した。

- 2 修了年度が同じでも、既修者と未修者とでは入学年度が異なっている。例えば、上記の表中の平成 18 年度標準修業年限修了者とは、平成 17 年度入学の既修者及び 16 年度入学の未修者のうち、標準修業年限で修了した者の割合を指す（既修者の標準修業年限は 2 年、未修者は 3 年）。

③ 退学者、除籍者の増加

74 法科大学院において、標準修業年限修了率の低下に伴い、平成 20 年度から 22 年度にかけて入学者に占める退学者、除籍者の割合の増加もみられた。

平成 18 年度入学者未修者及び 19 年度入学既修者のうち 20 年度までに退学、除籍となった者は 502 人（8.7%）、19 年度入学未修者及び 20 年度入学既修者のうち 21 年度までに退学、除籍となった者は 545 人（9.7%）、20 年度入学未修者及び 21 年度入学既修者のうち 22 年度までに退学、除籍となった者は 543 人（10.2%）であった。

退学者、除籍者の割合を未修者・既修者別にみると、18 年度入学者未修者のうち 20 年度までに退学、除籍となった者は 428 人（11.8%）、19 年度入学未修者のうち 21 年度までに退学、除籍となった者は 486 人（13.6%）、20 年度入学未修者のうち 22 年度までに退学、除籍となった者は 478 人（14.3%）であった。

一方、19 年度入学既修者のうち 20 年度までに退学、除籍となった者は 74 人（3.4%）、20 年度入学既修者のうち 21 年

度までに退学、除籍となった者は 59 人 (2.9%)、21 年度入学既修者のうち 22 年度までに退学、除籍となった者は 65 人 (3.3%) であった。

(c) G P A の制度の導入校の増加

中教審法科大学院特別委員会報告では、厳格な成績評価を徹底するための一方策として、適切な成績分布の確保を前提とした上での G P A 制度の進級判定や修了認定における積極的な活用が提言された。

中教審法科大学院特別委員会報告によると、平成 20 年度に進級時や修了時の判定の際に単位修得以外に G P A 制度の数値を考慮していた法科大学院は 22 校 (平成 20 年度)、平成 21 年度以降に G P A 制度を導入予定 (当時) の法科大学院は 12 校であった。

平成 22 年の時点で、G P A による成績評価を導入している法科大学院は 60 校であった (文部科学省の資料による)。なお、当省の実地調査では、上記 60 校に加え、平成 22 年度に新たに G P A 制度を導入した法科大学院が 1 校みられた。

平成 24 年度には、さらに 2 校が G P A による成績評価の導入を予定しており、各法科大学院における G P A 制度の導入が進んでいる。

(38 法科大学院における G P A 制度の導入状況)

当省が実地調査した 38 法科大学院中、成績評価に G P A を導入している法科大学院 (進級時や修了時の判定の際に要件としていない法科大学院も含む) は、33 校 (86.8%) であった (23 年 4 月 1 日時点)。このうち、平成 21 年度以降に G P A を導入した法科大学院は 14 校である。

また、G P A を成績評価に導入している 33 法科大学院中、一定以上の G P A の取得を進級要件又は修了要件の一つとしている法科大学院は、28 校であった。このうち、G P A を進級要件と修了要件の双方に用いている法科大学院は 11 校、進級要件として用いている法科大学院は 14 校、修了要件として用いている法科大学院は 3 校である。

(G P A 制度の導入の仕方は法科大学院によって区々)

このように、G P A を成績評価に導入している法科大学院は近年増加傾向にあるが、その一方で、以下のように、法科大学院ごとに G P A の導入の仕方は区々となっている。

一定以上の G P A の取得を進級要件又は修了要件としている

28 法科大学院の進級又は修了に必要な G P A の数値は、1.2 から 2.0 までであった。

なお、G P A の算出方法は、成績を 100 点満点に換算した上で 60 点以上を合格とし、合格の中でも 10 点刻みに 4 段階(例：評価の高い順に A + (90 点以上)：4 点、A (80 点以上)：3 点、B (70 点以上)：2 点、C (60 点以上)：1 点)のポイントをつけて評価するのが一般的であるが、一部の法科大学院では、評価の区分が違うなど G P A の算定方法が異なるために、法科大学院間での G P A の数値の比較は困難となっている。

(G P A 値の引上げを実施した法科大学院)

G P A を進級要件又は修了要件に用いている 28 校中、G P A 値の引上げを行った法科大学院は 3 校。そのうち 2 校は、認証評価を受けた際に、より厳格な成績評価を行う必要があるとの指摘を受けたことから、G P A 値の引上げを実施している。(M 大学は、平成 21 年に公益財団法人日弁連法務研究財団の認証評価を受け、AJ 大学は、平成 20 年に同財団の認証評価を受けており、いずれも、適合と判定されている。)

I 大学は、未修の 1 年次から 2 年次への進級の際にのみ進級制度を導入しており、2 年次への進級に必要な G P A の数値を、平成 23 年度に 1.60 から 1.80 に引き上げた。同法科大学院は、その理由として、未修者は個人の学力の差が大きく、中には長期的視野で実力をつける必要のある者もいることから、特に厳格な成績評価を実施しているとしている。

図表 2 - (3) - ⑥ 【事例】 G P A の引上げを行った法科大学院

M 大学	22 年度：進級要件 1.5→1.7
AJ 大学	22 年度：修了要件 1.5→2.0 (法律基本科目は 1.8)
I 大学	23 年度：進級要件・未修のみ引上げ 1.60→1.80

一方で、28 校中、G P A 値の引下げを実施している法科大学院が 4 校みられた。

Y 大学法科大学院では、開設年である平成 17 年度は 1.75 であった G P A を、18 年度に 1.50 に引き下げている。同法科大学院は、有職社会人が在籍する夜間の法科大学院であるため、学生への負担が大きいという理由から、G P A の引下げがなされた。

AC 大学法科大学院では、平成 21 年度に、進級及び修了に必要な G P A を 2.0 から 1.5 に引き下げている。同法科大学院は、

引下げの理由として、①最終年次の必修科目数の少なさに比して修了要件としてのGPAが高かったこと、②改正前、2年次から3年次への進級要件としてのGPAは2.0であったため、2年次新規既修入学者のGPAを1.5とすることにより、2年次進級の未修在生とのGPAが異なることから生ずる混乱（特に成績評価）を回避するため、の2点を挙げている。

○大学の未修の1年次から2年次の進級要件のGPAを引き下げた理由は、純粹未修の学生は、勉強の仕方を覚え、学習の効果が出るまでにある程度時間が必要であるためと、GPA制度を導入してから、学生間で過度の競争を招き、完全未修の学生がクラスで孤立するなど、かえって学習効果が上がらなかったためであるとしている。

図表 2 - (3) - ⑦ 【事例】 GPA値の引下げを行った法科大学院

Y大学（18年度：進級要件 1.75→1.50）
AC大学（21年度：進級及び修了要件 2.0→1.5 ※未修2年次への進級は元々1.5のため変更せず）
Q大学（20年度：進級 1.7 修了 1.8 ※修了 2.0 から段階的に引下げ）
O大学（23年度：未修2年次への進級のみ 1.5→1.2 ※他の年次の進級は 1.5）

（GPA制度を未導入の法科大学院）

38 法科大学院中、平成 23 年 4 月現在、GPAによる成績評価を導入していない法科大学院は 5 校（うち 2 校は 24 年度から導入予定、1 校は 22 年度から試行的に導入）であった。

T 大学は、未導入の理由として、学生数の多い大規模校であれば、GPAのような相対評価が有効に機能するが、一学年の定員が 60 名程度の規模で学生の質も比較的均質だと、無理に相対評価の正規分布に当てはめて学生を評価しようとする、かえって公平性に欠けるおそれがあるということを挙げている。

なお、法科大学院によっては、GPAを進級又は修了要件に用いている法科大学院であっても、受講者が 15 名以下の講義では GPAによる評価は行わないと要項等に明記している法科大学院もみられた。

(d) 成績評価の厳格化のための各法科大学院の取組の進展

平成 21 年 4 月の特別委員会報告では、成績評価・進級判定・修了認定の厳格化のために、i)各授業科目の認定に当たっては、個々の法科大学院ないしはクラスにおける相対評価ではなく、

全国的な水準を踏まえた絶対的な到達度評価を基準とする必要があること、ii)一部の成績区分への偏りが生じることのないよう、適切な成績分布の確保が必要であり、これを前提として、GPA制度が進級判定や修了判定に積極的に活用されること、iii)GPA制度の運用に当たっては、形式的な導入にとどまり、厳格な成績評価による単位認定に基づいた進級判定・修了認定の機能を十分に果たさないという事態に陥らないよう運用されるべきであること、iv)再試験を実施する場合は、それが定期期末試験における成績不良者の救済措置とならないよう、適切に運用される必要があること、vi)厳格な成績評価の実施に当たっては、成績評価の水準に関して教員間での共通認識の形成が不可欠であり、その実現のためにFD活動の実施等の努力をすることが提言された。

(38 法科大学院における成績評価の厳格化の取組状況)

中教審法科大学院特別委員会報告との関係では、i)の全国的な水準を踏まえた到達度評価の実現に関しては、法科大学院の修了者が修得すべきミニマム・スタンダードを踏まえた評価を実施するため、各法科大学院において到達目標の策定が進められている(後述)。また、各法科大学院におけるGPAの導入状況については、前述のとおりであるため、ここでは、上記ii)適切な成績分布の確保等、成績評価基準の見直し、iv)再試験等の適切な運用、v)教員間における共通認識の形成(FD活動等)等の取組を中心に当省の調査結果を記載する。

当省が実地調査した38法科大学院では、平成21年度以降、成績評価の厳格化について、以下の取組が見られた(別表2参照。前述したGPAの導入状況は除く。)

① 適切な成績分布の確保

当省が実地調査した38法科大学院中、平成21年度以降に、成績評価の分布等、成績評価基準の見直しを行った法科大学院は4校であり、その具体的な見直し内容は、以下のとおりである。

i) M大学

平成22年度に成績評価の分布の見直し。SとA合わせて最大40%以下としていたものを、30%以下に引下げ

ii) R大学

平成21年度までは相対評価の分布の中に不合格も含まれ

ていたが、平成 22 年度からは、合否判定は絶対評価とした。

iii) V 大学

平成 23 年度から期末試験と並ぶ評価方法である平常点の内容・割合を統一、成績評価基準をいっそう明確化・詳細化した。

iv) AI 大学

平成 22 年度に採点評価方法の統一化・厳格化を実施し、成績分布のばらつきの見直しを実施

② 再試験等の適切な運用

当省が実地調査した 38 法科大学院中、平成 21 年度以降に再試験等を廃止した法科大学院は 7 校であった。そのうち、平成 22 年度に廃止した法科大学院は 4 校、23 年度に廃止した法科大学院は 4 校である（うち 1 校は未修者のみ 22 年度に廃止。実数は 6 校）。

③ F D 活動の見直し等

当省が実地調査した 38 法科大学院では、平成 21 年度以降、F D 活動の見直し等について以下の取組がみられた。

- 研究科委員会による成績評価の判定に先立ち、教務委員会による点検を実施。（M 大学）
- 成績評価について教員間の意識を共通化するため、基準を明確化し、F D 会議等で複数回にわたって検討。（AL 大学）
- 複数クラスある科目については、クラスごとではなく学年全体で評価を実施。（AL 大学）
- 科目間で成績評価の分布にばらつきが生じないように、評価の際に研究科長がチェックし、基準と異なる分布の場合には、教員から理由を聴取の上、改善を促す。（N 大学）
- 23 年 1 月の中教審法科大学院特別委員会の改善状況調査の指摘を受け、成績評価の厳格化に係る組織的な取組を開始。23 年 4 月以降、教員が法科大学院の授業のみに専念するようになり、マンパワーが増大したため、試験問題の複数教員による事前チェックや採点結果のチェック体制を整備。（V 大学）

④ その他

上記以外の取組としては、条件付進級制度（注）の廃止（1

校)や、強制退学制度(2校)の導入等の取組がみられた。

(注) 条件付進級制度とは、取得単位数及びGPA値が進級要件を満たさなかった場合であっても、一定の取得単位数及びGPA値を満たしていれば、進級を認める制度である。また、強制退学制度とは、同一学年度2年連続原級留置となった場合に、当該学生を強制的に退学又は除籍とする制度である。

b 共通の到達目標モデル(第2次案修正案)を踏まえた各法科大学院における到達目標の策定状況

(38法科大学院における到達目標策定状況)

共通の到達目標は、現在公表されている「共通の到達目標モデル(第2次案修正案)」が、法科大学院関係者からは概ね適切であるとの評価を受けているが、当省が実地調査した38法科大学院中、共通の到達目標モデル(第2次案修正案)を踏まえた到達目標を策定の上、ホームページやシラバス等で公表している法科大学院は、38校中22校であった。

上記の22校以外に、23年度中に策定予定としている法科大学院(2校)や、一部の科目については既に策定済みであり、その他の科目についても今後策定予定としている法科大学院及び到達目標を現在策定中の法科大学院(3校)、策定を検討中の法科大学院(2校)、到達目標は現在未策定であるが、同モデルを踏まえて授業を実施している法科大学院(1校)がみられた。

なお、実地調査した38法科大学院では、共通の到達目標モデル(第2次案修正案)について、「当該モデルは教科書の目次の羅列的であり適切ではない」としている法科大学院もみられた。

(法科大学院協会のアンケート調査)

平成22年12月から23年1月にかけて実施された法科大学院協会の「共通の到達目標モデル(第二次案修正案)」に関するアンケート調査によると、当該時点で、各法科大学院における到達目標の策定について、「既に策定している」と回答した法科大学院は72校中5校、「策定する予定である」と回答した法科大学院は47校であった。

上記アンケートによると、各法科大学院における到達目標と「共通の到達目標モデル(第2次案修正案)」との関係については、同モデルは「適切であり、それを踏まえる」と回答した法科大学院が4校(5.6%)、「おおむね適切であり、それを踏まえる」と回答した法科大学院が44校(62.0%)であり、同モデルを適切であるとし、それを踏まえて到達目標を策定するとした法科大学院が、全体の7割近くみられた。

一方、「不十分であるが、それを踏まえる」と回答した法科大

学院が2校(2.8%)、「おおむね適切であるが、それとは独立して策定する」と回答した法科大学院が1校(1.4%)、「その他」と回答した法科大学院が20校みられた。なお、「その他」と回答した法科大学院の中には、分野によって粗密があるといった回答や同モデルを踏まえて到達目標を策定するかは今後検討するとの回答、他大学との共同策定等の回答がみられた。

上記アンケート結果及び当省の調査結果から、共通的な到達目標は、多くの法科大学院において概ね適切であるとの評価を受けており、関係者間において、事実上、共通的な到達目標モデルとして認識されているものとみられる。

(ウ) 修了者の質の確保のための課題

a 司法試験の合格率の低下

(長期的な合格率低下の傾向)

司法試験の単年度の合格率は年々低下傾向にあり、平成23年の司法試験合格率は23.5%（受験者ベース）、既修者の合格率は35.4%、未修者の合格率は16.2%であった。

また、累積の合格率（修了者ベース）が10%に満たない法科大学院の数は、平成18年度修了者(19年～23年試験受験可)について3校、19年度修了者(20年～24年試験受験可)について8校、20年度修了者(21年度～25年度試験受験可)について7校（実数校は12校）。18年度、19年度、20年度修了者のいずれについても累積合格率が10%に満たない法科大学院は2校となっている。

なお、当省が実地調査した38法科大学院において、未修者1年次から2年次への進級率が、平成20年度から22年度までの3年間継続して90%以上の法科大学院は、3校（進級制を採っていない法科大学院を除く）であった。これら3校の平成23年司法試験合格率（直近修了者の未修者のみ・受験者ベース）は、39.1%とであり、74校の合格率と比べて、高い傾向にある。

(標準修業年限修了率の低下や退学者、除籍者の増加との関係)

法科大学院において成績評価の厳格化の取り組みが進められた結果、標準修業年限修了率の低下や退学者、除籍者の増加がみられた。平成22年度の標準修業年限修了率が50%未満（74校平均73.6%）の法科大学院は74校中19校、平成20年度入学未修者及び21年度入学既修者に占める退学者、除籍者の割合が30%（74校平均10.2%）以上の法科大学院は7校であった。図表2-（3）-⑧及び⑨のとおり、上記19校の平成23年司法試験における直近修了者の合格率は12.3%、上記7校の23年司法試験合格率は3.4%であり、74校平均の25.3%よりも低くなっていた。

図表 2 - (3) - ⑧ 74 法科大学院の標準修業年限修了率と司法試験合格率
(単位：人、%)

平成 22 年度標準修業年限修了率	法科大学院数 (74 校)			平成 23 年司法試験 (74 校)		
	全体	未修	既修	修了者数	合格者数	合格率
100%	0	0	24			
90%以上 100%未満	6	1	15	935	453	48.4
80%以上 90%未満	16	10	9	1,599	414	25.9
70%以上 80%未満	12	19	2	855	162	18.9
60%以上 70%未満	7	9	3	262	34	13.0
50%以上 60%未満	14	15	5	360	20	5.6
40%以上 50%未満	12	11	0	371	57	15.4
30%以上 40%未満	3	3	1	105	7	6.7
20%以上 30%未満	2	4	0	33	0	0
20%未満	2	2	1	15	0	0
合計	74	74	60	4,535	1,147	25.3

- (注) 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。
 2 平成 21 年度既修入学者がゼロの法科大学院が 14 校あるため、既修の合計は 60 校
 3 司法試験合格率は、直近修了者の合格者数/直近修了者数で計算

図表 2 - (3) - ⑨ 74 法科大学院の退学・除籍率と司法試験合格率
(単位：人、%)

平成 22 年度退学・除籍率	法科大学院数 (74 校)			平成 23 年司法試験 (74 校)		
	全体	未修	既修	修了者数	合格者数	合格率
100%	0	0	1			
40%以上 50%未満	3	2	0	30	0	0.0
30%以上 40%未満	4	8	0	89	4	4.5
20%以上 30%未満	14	13	0	414	25	6.0
10%以上 20%未満	23	25	4	1,130	197	17.4
10%未満	30	26	69	2,872	921	32.1
合計	74	74	74	4,535	1,147	25.3

- (注) 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

- 2 退学・除籍率は、平成20年度入学未修者及び21年度入学既修者のうち、22年度末までに退学、除籍となった者の割合
- 3 司法試験合格率は、直近修了者の合格者数/直近修了者数で計算

b 受け控えの増加

(受け控えの把握の理由)

中教審法科大学院特別委員会第3ワーキング・グループが実施した各法科大学院の改善状況調査結果(平成23年1月26日)によると、一部の法科大学院においては、修了者の多くが修了直後の司法試験を受験せず、受験しても合格率が著しく低いといった状況が見られ、このような状況を改善するために、法科大学院が学生に対して学修の到達目標を示すとともに、教育内容・方法の改善や成績評価及び修了認定の一層の厳格化等に取り組むことにより、十分な学力を身につけた者のみを修了させる必要があるとの指摘がなされている。

また、文部科学省の公的支援の見直しの指標の中には、「直近修了者(司法試験の直前の3月に修了した者)のうち司法試験を受験した者の数が半数未満、かつ直近修了者の合格率(直近修了者の合格者数/直近修了者の受験者数)が全国平均合格率の半分未満。」という指標が含まれている。

上記のように、法科大学院の修了者が修了直後の司法試験を受験しない「受け控え」は、法科大学院における修了者の質の確保と関わるため、当省では、受け控え者数の推移及び直近修了者の司法試験の受け控え率について把握した。

(受け控え者数及び受け控え率の推移)

当省が修了直後の司法試験を受験しない者(以下「受け控え者」という。)の数について調査したところ、74法科大学院において、受け控え者数の増加の傾向がみられた。平成19年には16.2%(714人)であった受け控え率(直近修了者のうち修了直後の司法試験を受験しなかった者の割合)が、23年には22.2%(1,006人)に増加しており、既修・未修別にみると、23年の既修者の受け控え率は9.0%(171人)であるのに対し、未修者の受け控え率は31.6%(835人)となっており、受け控え者の大部分は未修者である。

また、受け控え率が50%を超えている法科大学院は、平成19年が3校、20年が3校、21年が8校、22年が9校、23年が14校と増加している。

(受け控え率と司法試験合格率との関係)

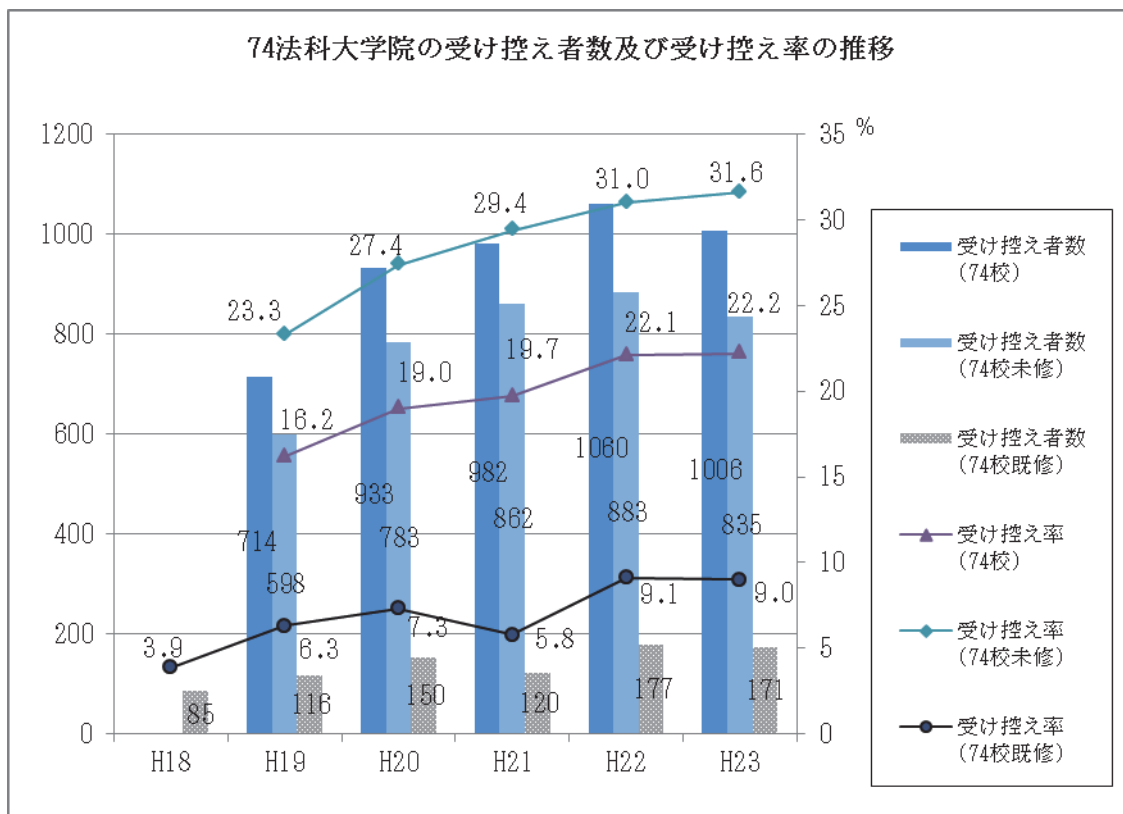
受け控え率の高い法科大学院は、直近修了者の司法試験の合格率も低い傾向にあり、23年の司法試験で受け控え率が50%を超えてい

た法科大学院14校の、直近修了者の合格率(直近修了者数ベース)をみると、直近修了者の合格率平均(74校)は25.3%であるのに対し、14校の合格率は、0.0%が4校、5%未満が5校、10%未満が3校、20%未満が2校であった。

一方、受け控え率が低い法科大学院は、直近修了者の司法試験合格率が高い傾向にあり、23年の司法試験で受け控え率が10%未満の法科大学院6校の直近修了者の合格率(直近修了者数ベース)は、60.0%以上が1校、50.0%以上が3校、40.0%以上が2校となっている。

図表 2 - (3) - ⑩ 74 法科大学院における受け控え率の推移

(単位：人、%)



(注) 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

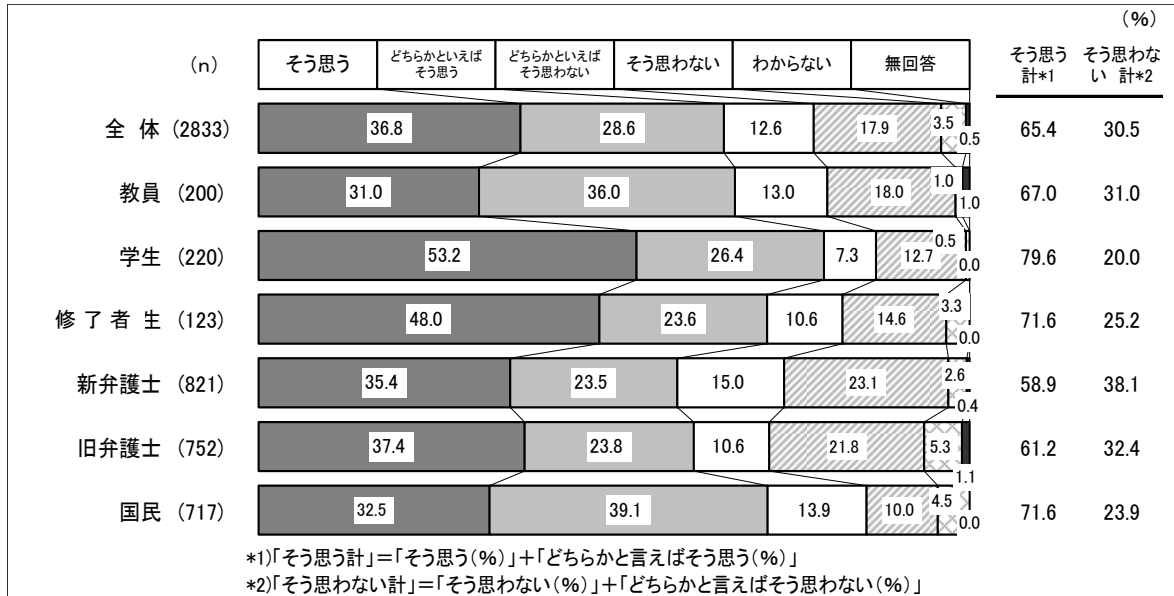
(意識調査結果)

当省が実施した意識調査によると、図表 2 - (3) - ⑪のとおり、専任教員の 67.0%、学生の 79.6%、修了者の 71.6%、新弁護士の 58.9%、旧司法試験制度を経た弁護士(以下「旧弁護士」という。)の 61.2%、国民の 71.6%が、「法科大学院を修了後、直ちに合格する自信が持てない者の増加は問題」という項目に対し、「そう思う」又は「どちらかと言えばそう思う」と回答している。

図表 2 - (3) - ④ 意識調査結果（受け控え③）

【説明】最近、法科大学院を受験しても直近の新司法試験を受験しない者等が増えてきています。

問 10. ③ 法科大学院を修了しても直ちに新司法試験に合格する自信が持てない者が増えているということは問題である。



- (注) 1 当省の調査結果による。
2 国民は、上記の設問では、制度改革認知の質問で『1.知っている』『2.おおむね知っている』いずれかを選択した方のみを対象とした。
3 「n」は、回答者数を示す。

c 未修者対策

(夜間及び長期履修コース等の開講状況)

平成 22 年度において、夜間及び昼夜間開講制の法科大学院は 8 校、長期履修制度を設けている法科大学院は 25 校であった(注 文部科学省の資料による。上記 8 校は 25 校と重複しているため、実数は 25 校。夜間及び昼夜間開講制の法科大学院 8 校のうち 1 校は、平成 25 年度以降の学生募集を停止し、他の昼夜間開講制の法科大学院と統合予定)。

なお、当省が実地調査した 38 法科大学院においては、長期履修制度について、4 年間から最大 8 年間の履修を認める法科大学院がみられた。

(基礎的な学修の強化の必要性)

中教審法科大学院特別委員会報告では、平成 20 年の司法試験において、未修者の合格率 (22.5%) が既修者の合格率 (44.3%) の半分程度であったことや、法学未修者教育のための修了要件単位数や法律基本科目の授業時間数が十分でない等の指摘があったこと

を背景に、今後、法学未修者の教育をより一層充実させるため、司法制度改革の理念・趣旨に反して法律基本科目以外の授業科目群を軽視することにならないよう十分に留意しながら、法律基本科目の質的充実はもとより、量的充実を図る必要があるとされた。

取り分け、未修者1年次における法律基本科目の基礎的な学修を確保するため、各法科大学院が法律基本科目の単位数を6単位程度増加させ、これを1年次に配当することを可能にする必要があるとされた。

同報告の提言を受け、文部科学省は平成22年3月に設置基準を改正し（同年4月施行）、履修上限単位数を引き上げ、未修者1年次に法律基本科目を6単位程度増加させることを可能とした。

（各法科大学院における上乘せの実施状況）

設置基準の改正を受け、平成22年4月以降、法律基本科目の増設を行い、履修上限単位数を引き上げた法科大学院は、平成22年度が36校、23年度が15校であった（文部科学省の資料による。22、23の両年度に法律基本科目の単位数増加を行っている法科大学院が1校あるため、実数は50校。）。

各法科大学院は、入門科目の新設（30校）や既存の授業科目の単位数の引上げ（24校）、演習科目の新設等（16校）を行い、未修者教育の充実を図っている（文部科学省の資料による。複数回答可）。当省が実地調査した38法科大学院においても、純粹未修者が法律的な思考を身につけられるように入門科目を新設した法科大学院や、既存の法律基本科目の単位数を増やし、量的拡充を図った法科大学院がみられた。

なお、当省の実地調査では、法律基本科目の上乗せを実施しなかった法科大学院のうち1校において、上乘せを実施しなかった理由について、「法学未修者にとって、履修科目の増加は過度な負担を招き消化不良を起こす恐れがあるため、単位数を増やすのではなく、自習時間の確保や指導体制の強化を図ることとした。」という意見もみられた。

（授業方法の工夫や自学自習の支援等）

また、未修者教育充実のための取組として、未修者1年次における授業方法の工夫（双方向・多方向的な授業方法と講義形式による授業方法との組合せ等）を実施している法科大学院は62校、未修者1年次における自学自習の支援を行っている法科大学院は68校、未修者を対象とした導入教育を実施している法科大学院は57校であった（文部科学省の資料による。）。

なお、当省が調査した38法科大学院においても、チューター制

やクラス担任制、法科大学院のOB弁護士等を活用したアドバイザー制度等、様々なかたちで未修者等に対する自学自習の支援が実施されていた。

（法科大学院の入学者における多様性の確保）

当省が調査により把握した各法科大学院における多様性の確保のための取組状況は、多様性の確保（2-（2）-エ参照）で前述したとおりである。

平成15年告示第3条第1項において、各法科大学院は、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者（非法学部出身者）又は実務等の経験を有する者（社会人）の占める割合が3割以上となるよう努めるものとされている。非法学部又は社会人の占める割合は、74法科大学院全体では、努力目標である3割は達成しているものの、平成16年度以降、低下傾向にあり、16年度には53.5%であったものが、23年度には、32.0%となっている。

また、当省が実地調査した38法科大学院においては、3割の努力目標未達成の法科大学院も増加しており、平成17年度には2校であったものが、23年度には18校となっており、入学者に占める非法学部又は社会人の割合は減少している。

一方で、入学定員の削減率は、既修コースに比べ未修コースの方が大きくなっている。74法科大学院のうち、入学定員に未修者、既修者の別がある30法科大学院（平成23年度時点。23年度に新たに未修者・既修者の別を設けた法科大学院を除く。）について、未修者・既修者別の入学定員の削減状況をみると、未修者は1,423人から1,050人へと373人の削減（削減率26.21%）であるのに対し、既修者は2,007人から1,795人へと212人の削減（削減率10.56%）であり、未修コースの削減率は、既修コースの削減率の2.5倍となっている。

（司法試験合格者における多様性の確保）

法科大学院を修了して司法試験に合格した者のうち、非法学部出身者の合格者数及び合格率は、図表2-（3）-㊸のとおりである。

平成18年から23年にかけて、既修・未修合わせて2,170人の非法学部出身者が、司法試験に合格している。2,170人のうち、既修者は786人、未修者は1,384人であり、非法学部の出身者の合格者のうち63.8%が未修者であった。

合格者全体に占める非法学部出身者の割合は、平成18年度から23年度の合格者の合計11,105人のうち、19.5%（2,170人）であった。

また、各年度の合格者数全体に占める非法学部出身者の合格者数

の割合は、平成 19 年度が 22.3%、20 年度が 21.6%、21 年度が 20.9%、22 年度が 19.0%、23 年度が 18.1%と、低下傾向にある。

一方、既修者と未修者の合格率に差が生じているのは前述のとおりであるが、未修者の中でみると、法学部出身者と非法学部出身者の合格率の差は比較的小さく、いずれの年度においても、その差は数%以内となっている。しかし、平成 21 年までは、未修者の中でも法学部出身者より非法学部出身者の合格率の方が高かったところ、22 年以降は、法学部出身者の方が合格率が高くなっている。

また、未修者の合格者数についてみると、未修者のうち法学部出身者の合格者数は、平成 19 年の 344 人から 23 年度には 621 人と増加しているのに対し、非法学部出身者の合格者数は、19 年の 292 人から 260 人に減少しており、前述したとおり、入学者に占める非法学部出身者の割合が低下していることもあいまって、未修者の合格者に占める、非法学部出身者の割合の低下がみられた。

図表 2 - (3) - ⑫ 非法学部出身者の司法試験合格状況

(単位：人、%)

	全体	既修者		未修者	未修者	
		法学部出身者	非法学部出身者		法学部出身者	非法学部出身者
H18	1,009	1,009	893	116		
	48.3%	48.3%	48.8%	44.6%		
H19	1,851	1,215	1,095	120	636	344
	40.2%	46.0%	46.3%	43.2%	32.3%	32.1%
H20	2,065	1,331	1,182	149	734	436
	33.0%	44.3%	44.5%	42.9%	22.5%	22.1%
H21	2,043	1,266	1,126	140	777	491
	27.6%	38.7%	39.4%	33.6%	18.9%	18.6%
H22	2,074	1,242	1,095	147	832	584
	25.4%	37.0%	37.3%	35.1%	17.3%	18.4%
H23	2,063	1,182	1,068	114	881	621
	23.5%	35.4%	36.6%	27.0%	16.2%	17.2%
合計	11,105	7,245	6,459	786	3,860	2,476
						1,384

(注) 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

2 上段は司法試験合格者数、下段は合格率である。

(成績評価の厳格化及び進級率の低下)

平成 20 年 3 月以降、中教審法科大学院特別委員会において成績

評価の厳格化の方針が打ち出されて以降、各法科大学院において、成績評価の厳格化の取組が進められている（2－(3)－イ参照）。また、中教審法科大学院特別委員会報告では、前述のとおり、未修者1年次から2年次への進級判定の厳格化が提言された。

各法科大学院が成績評価の厳格化に取り組んだ結果、74法科大学院の未修者1年次から2年次への進級率は、平成20年度の84.8%から、21年度は79.0%、22年度には75.8%に低下した（図表2－(3)－②参照）。

（標準修業年限修了率の低下と退学者・休学者等の増加）

各法科大学院が成績評価の厳格化に取り組んだ結果、74法科大学院の標準修業年限修了率も低下傾向にあり、特に、未修者に標準修業年限修了率の低下の傾向がみられた。

標準修業年限修了率を既修・未修別でみると、平成22年度修了既修者（21年度入学）の標準修業年限修了率は89.6%であったのに対し、22年度修了未修者（20年度入学）の標準修業年限修了率は64.0%であり、既修者と未修者の標準修業年限修了率に差が生じている。

また、図表2－(3)－⑬のとおり、74法科大学院の入学者に占める退学者、除籍者の割合も増加しており、退学者、除籍者の多くは未修者となっている。退学・除籍となった者を既修・未修別に見ると、平成20年度入学未修者及び21年度入学既修者のうち、22年度末までに退学・除籍となった543人のうち、既修者が65人（12.0%）、未修者が478人（88.0%）であった。なお、入学者に占める退学者・除籍者の割合をみると、21年度入学既修者のうち、22年度末までに退学・除籍となった者は2,000名中65人（3.3%）、20年度入学未修者のうち、22年度末までに退学・除籍となった者は3,346名中478人（14.3%）となっている。

図表2－(3)－⑬ 入学者に占める退学者、除籍者の割合の推移

（単位：人、%）

	入学者数			退学、除籍者数			退学、除籍率		
	全体	未修	既修	全体	未修	既修	全体	未修	既修
18年度入学未修者及び 19年度入学既修者	5,774	3,627	2,174	502	428	74	8.7%	11.8%	3.4%
19年度入学未修者及び 20年度入学既修者	5,615	3,564	2,051	545	486	59	9.7%	13.6%	2.9%
20年度入学未修者及び 21年度入学既修者	5,346	3,346	2,000	543	478	65	10.2%	14.3%	3.3%

(注)1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

2 退学、除籍率は、①18年度入学未修者及び19年度入学既修者のうち20年度末までに退学、除籍となった者の割合、②19年度入学未修者及び20年度入学既修者のうち21年度末までに退学、除籍となった者の割合、③20年度入学未修者及び21年度入学既修者のうち22年度末までに退学、除籍となった者の割合である。

(司法試験合格率の低下)

上記のように、各法科大学院において、未修者教育の充実及び成績評価の厳格化の取組が進められているが、司法試験の単年度の合格率は年々低下傾向にあり、平成23年の司法試験合格率は23.5%（受験者ベース）、既修者の合格率は35.4%、未修者の合格率は16.2%となっている。

また、累積の合格率(修了者ベース)も、既修者と未修者で差が生じており、すでに累積合格率の確定した平成17年度及び18年度修了者についてみると、17年度修了者(既修者のみ)の累積合格率は69.8%、18年度修了者は、全体が49.5%、未修者が39.5%、既修者が63.4%となっている。

(受け控えの増加について)

74 法科大学院において、受け控え者の数は増加傾向にあり、平成19年には16.2%（714人）であった受け控え率(直近修了者のうち修了直後の司法試験を受験しなかった者の割合)が、23年には22.2%（1,006人）まで増加している。

また、受け控え率を既修・未修別に見ると、23年の既修者の受け控え率は9.0%（171人）であるのに対し、未修者の受け控え率は31.6%（835人）となっており、受け控え者の大部分は未修者であった。

さらに、受け控え者が50%を超えている法科大学院は、平成19年が3校、20年が3校、21年が8校、22年が9校、23年が14校と増加傾向にある。受け控え率が低い法科大学院では、司法試験の合格率も低い傾向がみられた（2-(3)-イ参照）。

ウ 評価の結果

(7) 厳格な成績評価

74 法科大学院において未修者1年次から2年次への進級率の低下がみられ、特に平成20年度から21年度にかけて進級率の低下が大きくなっているのは、平成20年3月以降、中教審法科大学院特別委員会において教育の質の向上に係る審議が開始され、成績評価の厳格化の方針が打ち出されたことにより、各法科大学院が成績評価の厳格化に取り組んだ効果によるものと推察される。

なお、平成20年度以降未修者1年次から2年次への進級率の低

下がみられず、かつ未修者の司法試験合格率も比較的高い法科大学院も一部にみられ、そのような法科大学院では、未修者について修了者の質の確保に成功しているものと推察される。

しかし、司法試験の合格率は低下傾向にあり、修了者の累積合格率が10%に満たない等、長期にわたって少数の合格者しか輩出できていない法科大学院も一部にみられる。

また、各法科大学院で厳格な成績評価及び修了認定の厳格化の取組が進められたところ、74法科大学院の標準修業年限修了率は低下し、退学者・除籍者等の数も増加がみられた。退学者・除籍者の大部分は未修者であり、法科大学院に入学しても、修了できない者が多数生じている。

さらに、司法試験の受け控え率は上昇しており、受け控え者の数も増加傾向にある。平成20年の受け控え率は19.0%（933人）、23年は22.2%（1,006人）であった。受け控え者の多くは未修者であり、平成23年の受け控え者は、未修者835人、既修者171人であった。

以上のことから、厳格な成績評価について、次のような課題が認められる。

74法科大学院全体で進級率及び標準修業年限修了率の低下がみられる一方、司法試験の合格率は低下が続いていることから、一部の法科大学院においては、厳格な成績評価及び修了認定が徹底されていない可能性がある。

また、一部の法科大学院では、長期にわたって司法試験の合格率が低迷しており、かつ、修了直後の司法試験を受験しない修了者の割合が増加している傾向もみられ、このような法科大学院においては、修了者の質の確保に懸念がある。

さらに、退学者、除籍者等の入学者に占める割合が上昇し、成績評価の厳格化や教育の質の向上の取組が一定程度行われたとみられる法科大学院であっても、司法試験の合格率に改善のみられないものも一部にみられた。このような法科大学院においては、入学者の質の確保に問題がある可能性がある。

(イ) 共通的な到達目標

共通的な到達目標としては、現在公表されている共通的な到達目標モデル（第2次案修正案）が、将来の法曹として法科大学院修了者が共通に備えておくべき能力を明確にしたものとして、関係者間においておおむね適切であるとの認識が多くみられるが、各法科大学院における到達目標の策定は進んでおらず、法科大学院間の学修のばらつきは、解消されていない。

(ウ) 未修者対策

法科大学院においては、多様な人材を確保するため、平成 15 年告示第 3 条第 1 項の規定に基づき非法学部出身者又は社会人の入学者に占める割合を 3 割以上になるよう努めるものとされており、74 法科大学院において、平成 16 年度から 23 年度まで、この努力目標を達成しているものの、16 年度以降、非法学部出身者又は社会人の入学者に占める割合は低下傾向にある。当省が実地調査した 38 法科大学院では、この努力目標未達成の法科大学院の増加傾向もみられ、23 年度入学者については、38 校中 18 校(47.4%)が未達成となっている。

一方、これまで、各法科大学院においては、導入科目の開設や自学自習に対する支援体制の強化など、未修者教育充実のための取組がなされてきた。平成 22 年度以降は、設置基準の改正により法律基本科目の増設も可能になり、未修者教育の更なる充実が図られている。

また、平成 18 年から 23 年にかけて、既修者・未修者合わせて 2,170 人の非法学部出身者が司法試験に合格しており、そのうち 1,384 人(63.8%)が未修者であったことから、これまでのところ、未修者として入学し法科大学院制度を経た法曹が、一定以上確保されていることが推測される。

しかしながら、未修者の合格率は既修者に比べ低く、低下の傾向が続いており、法科大学院を修了できない者や、修了しても、修了直後の司法試験を受験するに至らない受け控え者の数が増加している。

また、こうした状況が、非法学部及び社会人の法科大学院志願者、ひいては未修者の志願者の減少につながっている。

以上のことから、未修者対策に関しては、次のような課題が認められる。

退学者、除籍者数、司法試験合格率、受け控え率等複数の指標から、既修者に比べて、未修者は質の確保の観点で課題がみられる。

今後更に未修者の法科大学院志願者が減少すると、多様な者を法曹として養成するという制度の理念に十分に対応できなくなるおそれがある。

しかし、文部科学省及び中教審法科大学院特別委員会では、平成 24 年 3 月現在、未修者教育充実のため、今後いかなる施策を行っていくべきか検討がなされているものの、具体的な方針や取組等は示されていない。

別表1 フォロワーアップ対象校の改善状況について

	第1回改善状況調査結果(22年1月)		第3回改善状況調査結果(23年1月)					H23競争倍率		H22合格率		H21合格率		H23合格率		
	継続	重点	H21競争倍率	H22競争倍率	H23競争倍率	既修	未修	全体	既修	未修	全体	既修	未修	全体	既修	未修
A大学	○	改善のための取組が実施され、今後一定の成果が見込まれると考えられる。 しかしながら、平成19年度修了生については依然として合格者が1人にとどまるなど、新司法試験についても相対的に厳しい合格状況にあることを考えれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。	1.87	1.21	1.59	—	15.4	15.4	—	12.2	12.2	—	7.7	7.7	—	7.7
B大学	○	組織的なFD活動が十分機能していないと考えられ、個々の教員による授業内容の検討も十分とはいえない点がかかる。 また、具体的改善方策の検討も進んでいない状況であることから、改善が着実に実施されているとは言い難い。 さらに、新司法試験の合格状況も相対的に厳しいことも踏まえれば、重点的にフォローアップを実施する必要がある。	1.75	1.69	2.45	66.7	6.1	11.1	50.0	14.3	16.2	—	14.9	14.9	—	14.9
C大学	○	授業内容・方法・評価について、教員と学生との間で十分な共通理解が図られていないと思われる。 また、学生面談の結果、基本的な理解を十分身につけたという自信を持っていないまま修了する者も少なからずいるのではないかと推測される。 さらに、平成20、21年新司法試験では受け控えが多く、新司法試験の合格状況も相対的に厳しいことを踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。	1.74	1.33	2.07	—	4.4	4.4	0.0	10.7	10.3	—	8.7	8.7	—	8.7
D大学	○	授業科目間での内容の調整が図られていないなど、組織的な改善に取り組むことが必要であるという認識が不十分である。 さらに、新司法試験の合格状況も相対的に厳しいことなども踏まえれば、重点的にフォローアップを実施する必要がある。	1.52	1.08	2.05	33.3	5.1	7.1	0.0	20.8	19.2	—	4.6	4.6	—	4.6

E大学	○	<p>大学側の改善方針が一部学生側に伝わっていない部分があると思われる。</p> <p>また、授業内容の検討や学生への情報提供などについて組織的な取組が不十分な状況にあると考えられる。</p> <p>さらに、新司法試験についても相応に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言いがたく、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	<p>入学選抜において、入学者の質の確保が十分にされていないといえない。</p> <p>学修の到達目標について教員間で話し合い、学生に示すなど、改善の努力がなされているが、授業や定期試験の実施方法に課題もあり、さらに組織として改善を徹底することが望まれる。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	1.56	2.00	2.08	—	—	5.7	5.7	—	0.0	0.0	—	6.3	6.3
F大学	○	<p>改善の努力が行われているもの、組織的なFDの取組が十分に実施されていないと考えられる。</p> <p>また、入学選抜でも厳しい状況にある。合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	<p>入学選抜については、依然として厳しい状況にある。</p> <p>授業参観や成績評価に関し、FDの取組が活発化しており、成果につながるよう引き続き努力することが必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	2.21	1.36	1.72	—	100	100	—	13.2	13.2	—	16.7	16.7	
G大学	○	<p>学生の質の確保が相当難となっているにもかかわらず、入学選抜での競争性の確保に関する取組や教育内容・方法の改善のための取組が十分なされていないと思われる。</p> <p>さらに、新司法試験について相応に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言いがたく、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	<p>入学選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>教育内容・体制の問題点について組織的な分析がなされておらず、カリキュラムの改善、成績評価の厳格化、学修の到達度の明確化等がいずれも不十分である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言いがたく、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、急に改善に取り組む必要がある。</p>	1.53	1.61	2.08	25.0	10.3	12.1	0.0	5.4	5.1	0.0	5.9	5.6	
H大学	○	<p>改善のための取組が実施されているものの、入学選抜の状況などからみて、なお、競争的環境の下で質の高い学生を確保できるか懸念がある。</p> <p>さらに、新司法試験について相応に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	<p>入学選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>きめ細やかな学修支援が行われている一方で、学修の到達目標の明確化や成績評価の厳格化、より思考力を高めるための教育内容の改善が必要ではないかと思われる。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	1.39	1.71	2.29	28.6	11.8	16.7	0.0	8.0	5.7	0.0	3.1	2.5	
I大学			<p>入学選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。</p> <p>成績評価の厳格化の取組も不十分である。教員間の連携により、学生に学修の到達目標を示しつつ、教育方法や成績評価方法等の改善に取り組む必要がある。</p> <p>新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	1.56	1.61	1.88	—	14.8	14.8	—	10.2	10.2	—	6.4	6.4	

J大学	○	<p>授業内容や方法の改善に向けた取組は一定程度行われているものの、入学選抜の状況や新司法試験の結果を踏まえた改善策について、組織的な取組がいまだ十分とはいえない。さらに、新司法試験について相対に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォロアップを実施する必要がある。</p>	<p>入学選抜における競争性の確保を意図し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。きめ細かな学修支援が実施されている。成績評価等について、組織的な取組が十分とはいえない部分がある。指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	1.45	1.24	2.40	—	7.6	7.6	—	3.7	3.7	0.0	11.6	11.5	
K大学	○	<p>改善の取組は実施されているが、改善効果が認められる段階に至っていないとはいえない。厳格な成績評価・修了認定の徹底などについては、改善が十分な状況に達しているとはいえない。さらに、新司法試験の合格状況も相当に厳しいことも踏まえれば、継続的にフォロアップを実施する必要がある。</p>	<p>入学選抜における競争性の確保を意図し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。GPA制度の導入等、厳格な成績評価についての取組がなされているが、FD等により、組織的に更なる改善に取り組む必要がある。指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	1.35	1.32	2.63	7.1	3.9	5.0	3.3	9.7	7.6	0.0	5.6	4.6	
L大学			<p>入学選抜における競争性は確保されているが、相当数の合格者を出しながら、入学者が入学定員を大幅に下回っており、入学者の質の確保がなされているのが検証が必要である。成績評価・修了認定の厳格性の確保に疑問がある。カリキュラムや授業内容・方法、教育体制、成績評価等の在り方について組織的な改善の取組が必要である。新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、継続的にフォロアップを実施する必要がある。</p>	<p>入学選抜において、入学者の質の確保がなされているか なお懸念がある。 GPA制度の導入等、成績評価の厳格化に一定程度取り組んでいるが、なお課題も見られ、その徹底に取り組む必要がある。 カリキュラムや授業内容・方法の改善について、より抜本的な措置を講じる必要がある。 指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	3.27	2.58	2.63	20.0	7.6	9.0	0.0	4.0	3.6	0.0	9.9	9.4
M大学	○	<p>教育内容や方法の改善や成績評価の厳格化に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者の質の確保に向けて改善の取組が十分にされているとはいえない。さらに、新司法試験について相対に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォロアップを実施する必要がある。</p>	<p>入学選抜において、競争性確保がなされず、入学者の質の確保を図るという認識が極めて不十分である。GPA制度の導入等、成績評価の厳格化に一定程度取り組んでいるが、厳格性の担保がなされず、その徹底に組織的に取り組む必要がある。組織として、教育の在り方の抜本的な見直しにすみやかに取り組む必要がある。指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいると言いつても言い難く、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	2.09	1.35	2.00	0.0	11.1	10.9	0.0	7.5	7.4	33.3	5.8	6.9	
N大学	○	<p>厳格な成績評価が実施されていない科目が一部にみられ、成績評価の在り方に問題がある。個々の教員の成績評価の厳格性に対する認識も不十分であり、組織的なFD活動や改善への取組がなされているとはいえない。また、入学選抜での競争性確保に向けた改善も不十分である。さらに、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言いつても言い難く、重点的にフォロアップを実施する必要がある。</p>	<p>入学選抜において、競争性確保がなされず、入学者の質の確保が極めて不十分である。GPA制度の導入等、成績評価の厳格化に一定程度取り組んでいるが、厳格性の担保がなされず、その徹底に組織的に取り組む必要がある。組織として、教育の在り方の抜本的な見直しにすみやかに取り組む必要がある。指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいると言いつても言い難く、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	1.24	1.16	1.22	0.0	8.3	7.0	0	6.1	4.3	0.0	3.3	2.9	

○ O大学	○	<p>入学者選抜は実質的に機能しておらず、入学者の質が十分に確保されていないといえる。また、教員間の連携による、教員の資質能力の向上や授業内容の質の向上への取組が不十分である。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言いがたく、重点的にフォローアップする必要がある。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。また、授業内容・方法の改善や、成績評価の厳格化に向けた取組が不十分であり、その改善に組織的に取り組む必要がある。</p> <p>大学として教育の在り方についてすみやかに改善のための具体的な措置を検討する必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言いがたく、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	1.22	1.35	1.30	0.0	6.1	6.0	0.0	3.8	3.6	—	9.9	9.9
		<p>改善の努力は行われているものの、いずれについても現状を大きく好転させるまでには至っていないと思われる。</p> <p>特に厳格な成績評価・修了認定の徹底に関する取組自体も未だ不明確な部分が見られ、入学者と教員の質の確保などでも相当に厳しい状況にある。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言いがたく、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>GPA制度の導入等、成績評価の厳格化に向けた取組を行っている。その効果について、引き続き検証を行う必要がある。教員の意識の向上やFD等の取組がされており、引き続き改善に取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相対的に進んでいるが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	1.98	2.11	2.13	10.0	3.3	7.1	15.8	2.6	9.1	16.7	9.6	12.5
○ O大学	○	<p>入学定員の見直しなどの入学者の質の確保や、厳格な成績評価などの修了者の質の保証などに向けた取組が十分に行われていないにもかかわらず、改善の必要性があることに対する十分な認識がなされていないと思われる。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言いがたく、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	<p>入学者選抜の競争性の確保については、一定程度の改善の取組が行っており、入学者の質の確保が実効的になされているかを見守る必要がある。</p> <p>成績評価の厳格化に一定程度取り組んでいるが、厳格性の確保が十分とはいえず、その徹底を図る必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	1.84	1.73	2.01	14.4	11.1	13.1	14.6	10.5	12.9	5.4	7.7	6.5
		<p>授業方法や定期試験問題について、学修到達度を的確に認識したうえで改善を行うべき点が見られる。</p> <p>また、カリキュラムの構成意図が学生側に十分伝わっているかについて懸念がある。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。</p> <p>教員間の連携が不十分ではないかと考えられる。FDの充実等により教員間で認識の共有を図り、学生に対して学修の到達目標を明示するとともに、成績評価の厳格化に取り組むなど、組織的に改善の取組を行う必要がある。</p> <p>新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	1.62	1.36	1.46	20.0	10.5	11.7	0.0	11.5	10.3	0.0	4.7	4.5
○ S大学	○	<p>授業方法や定期試験問題について、学修到達度を的確に認識したうえで改善を行うべき点が見られる。</p> <p>また、カリキュラムの構成意図が学生側に十分伝わっているかについて懸念がある。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。</p> <p>また、GPA制度の導入等、成績評価や連検・修了認定の厳格化に向けた取組についても、一定程度行っている。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	2.21	1.85	1.77	0	7.1	6.7	33.3	11.4	15.1	12.5	5.7	6.6

T大学	○	授業内容や方法の改善に向けた取組は一定程度行われているものの、入学選抜の改善に向けた取組が十分なされるとはいえない。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。	1.47	1.13	1.76	16.7	12.0	12.5	0.0	6.1	5.5	0.0	11.4	10.9
U大学	○	成績評価の厳格化に向けた取組に着手しているものの、教員組織のあり方や教育方法などについて改善が不十分であると考えられる。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。	1.81	1.74	1.33	—	12.9	—	7.2	7.2	—	6.9	6.9	
V大学	○	法科大学院として、改善の必要性が正しく認識されていないため、成績上位者による予備校の答案練習を組織的に支援するなど、受け入れた学生を自ら責任を持って教育しようという意識が希薄であり、法科大学院での教育を中心とした教育課程および学修指導体制を再構築する必要がある。また、入学選抜での競争性確保についても深刻な状況にあるにもかかわらず適切な対策がとられていないままであり、改善計画自体も全般的に不明確である。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言えず、特に重点的にフォローアップを実施する必要がある。	1.20	1.35	1.18	100.0	12.0	15.4	50.0	6.3	8.8	—	2.4	2.4
W大学	○	成績評価の厳格化など改善の取組が進められているが、すべての教員にそれが徹底されているとは言えない状況にあると思われる。また、それぞれの授業でも到達度を見据えて責任をもって学生を教育するということの共通認識のもとに行われているとはいえない。入学選抜の状況からみて、質の確保についても不十分である。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言えず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。	1.52	1.56	2.00	0.0	2.2	2	50.0	2.9	5.4	0.0	3.3	3.2
X大学	○	改善のための取組が実施されているものの、入学選抜での競争倍率が低く、入学者の質の確保に懸念が見られる。さらに新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。	1.66	1.06	2.18	—	10.4	10.4	—	11.4	11.4	0.0	6.6	6.5

Y大学	○	厳格な成績評価が実施されていない科目が一部みられるなど、成績評価の在り方に重大な問題があるにもかかわらず、対策が講じられていない。 また、学生に対して到達レベルを明確にした教育を行うための組織的な取組もなされていない。 また、入学選抜状況を踏まえた入学定員見直しなどの入学者の質の確保に関する認識と取組も不十分である。 さらに、新司法試験についても相当厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言えず、重点的にフォローアップが必要である。	入学選抜における入学者の質の確保に向けた取組は一定程度なされている。 成績評価について、依然としてその在り方に問題がある。 学生に対して学修の到達目標を明確にした教育を行っており、FDも十分に機能していないため、組織的な改善に向けた取組・意識も欠けている。 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいないと言え、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。	1.66	1.06	2.18	16.7	3.3	5.6	16.7	4.1	5.5	20.0	1.4	2.6
Z大学	○	学生の要望などを踏まえ、授業内容や方法の改善のための取組は一定程度行われている。 しかし、入学選抜の状況とそれに伴う入学者の質の確保、少人数をいかけた取組など、いまだ改善が十分とはいえない。 さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップする必要がある。	入学選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。 授業内容・方法等について、継続的に改善されている。 指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。	1.34	1.46	2.00	18.2	18.0	37.5	10.2	0.0	15.1	15.1	15.1	
AA大学	○	競争倍率を2倍に近づける努力は行っているものの、質の高い入学者の確保の見通しが立っていないといえない。 また、新司法試験の合格状況に関する分析・認識が不十分であり、授業や成績評価の改善効果が認められる段階にまでは行っていない。 さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言えず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。	入学選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。 成績評価の厳格性に問題があり、教員間で認識を共有し、改善に取り組む必要がある。 現状や教育の問題点に対する分析・認識が不十分である。 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えず、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。	1.3	1.74	2.00	50.0	7.7	10.7	0.0	10.8	10.3	0	2.9	2.6
AB大学	○	入学選抜が実質的に機能していないため、入学者の質が十分確保されていないといえる。 入学者の質の確保のための今後の取組も不明確である。 さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言えず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。	平成23年度より学生募集停止	1.88	合格者無し	募集停止	16.7	5.0	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
AC大学	○	教育方法やカリキュラムの改善に向けた取組は開始されているものの、法科大学院で必要とされる到達度に対する認識や教育の改善の方向性についてなお検討すべき課題も多岐ある。また、入学者の質の確保のための取組も十分とは思われない。さらに、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言えず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。	入学選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する取組が不十分である。 教育方法やカリキュラムについて改善のための議論が行われているものの、議論の途上にある部分も多く、引き続き改善の取組を推進する必要がある。 成績評価の厳格化のための取組は一定程度されているが、カリキュラムの改革とあわせて引き続き組織的に検討を行う必要がある。 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいないと言え、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。	1.36	1.47	2.05	9.1	10.3	10	7.7	13.2	11.8	14.3	6.7	7.7

(注)法務省及び文部科学省の資料に基づき当局者が作成した。

別表2 38法科大学院の成績評価面及び修了認定の厳格化に係る見直し状況等

法科大学院	未・既修	入学定員 (H23)	GPA 導入状況	GPA 導入年	GPA の見直し状況等	成績評価の 分布の見直し等	到達目標の 策定状況	FD活動の見直し等	その他
1 A大学	未修 既修	大規模	○	H21	未修2年次進級のみ GPA1.4 未導入		策定済み (シラバスに記載)		H22 同じ学年で2回留年した者は強制退学(従来は退学勧告) C判定の単位が10分の7以下という進級要件あり H19から進級制導入
2 B大学	未修	中規模	△		H22に試行的導入	H18に成績評価基準の明文 化及び統一化を実施	策定済み (教育の理念・目標と養成する 法曹像)		
3 C大学	既修	小規模	◎	H22 H23(新設)	GPA1.60 GPA1.60		策定済み (理念・目的・3つの方針)	FD活動の中で新司法試験の結果と法科大学院教育との関連について検討	H22に進級制とGPAを導入
4 D大学	未修	小規模	○	開設時	進級要件:全必修科目の修得 必修を1科目のみ落としたりは、 GPA2.0以上あれば進級可		策定済み (シラバスに記載)	1年次終了時1.30、2年次終了時1.50未満の学 生には退学勧告あり(H21以降～)	
5 E大学	未修	中規模	◎	H20	GPA1.7		策定済み		
6 F大学	未修	中規模	○	H22	GPA1.5		策定済み (シラバスに記載)	H22 再試験の廃止	
7 G大学	未修	小規模	◎	H19	進級要件 GPA1.8 修了要件 GPA2.0		策定済み (シラバスに記載)	H23 再試験の廃止 通算GPA2.0未満1.8以上の場合、修了認定試験 を受けられ、それに合格すれば修了できる	
8 H大学	未修	小規模	▲	開設時	GPA1によって成績の順位をつけてお り、履修人数制限科目の履修許可や、 奨学金の受給者決定等に利用 2012年度以降の入学生については進 級要件とする		策定中 (一部科目ではこれを明示し、 2019年度には全科目で明示予 定)		
9 I大学	未修	大規模	○	H20	H23 1.60→1.80に引上げ 既修は進級制無し		策定中	学生アンケートを集計・公表し、FD活動のさ らなる充実を図っている。	1学年に履修クラスがあるか、FD活動等を通じて 教員間で連携し、同一のシラバス・授業計画や 試験問題のもとに授業や試験を実施している。 再試験の廃止については、今後具体化する予 定
10 J大学	未修	大規模	△	H24 (予定)	H24年3月に24年度からの導入を決定		策定済み		
11 K大学	未修	小規模	▲	開設時	GPAは個人面談の際の学習指導等の 際へ使用		23年度中に策定し24年度から 実施予定	成績判定教授会の際に成績評価基準につ いて協議を共有	
12 L大学	未修	中規模	○	H22	GPA1.5		策定済み		
13 M大学	未修	小規模	○	開設時	H22 GPA1.5→1.7に引上げ H22 GPA1.5→1.7に引上げ	H22にSとA合わせて40%以下 下→30%以下へ引下げ	未策定	研究科委員会による成績評価の判定に先 立ち、教務委員会による点検を実施	GPAの教員と成績評価の分布は認定評価の 指標を受け見直し
14 N大学	未修	小規模	◎	H21	GPA1.25		未策定 (策定に向けて検討中)	科目間で成績評価の分布にばらつきが生じ ないよう、評価の際に研究科長がチェック し、基準と異なる分布の場合には教員に理 由を尋ねた上、改善を促している。	
15 O大学	未修	大規模	○	H19	H23 GPA1.5→1.2に引下げ H22 3年次への進級制導入		策定済み (1学生が最低履修すべき内 容(科目別))		
16 P大学	未修	小規模	▲	H20	GPAを算出しFD委員会等で検討し、成 績評価のばらつき解消に努める		策定済み (シラバスに記載)		H19 成績評価基準の設定 H23 未修2年次への進級の際にあった再評価 制度を廃止
17 Q大学	未修	中規模	◎	開設時	H21 修了要件GPA1.9→1.8に引下げ 進級要件GPA1.7		未策定		進級制があるのは1→2年次のみ
18 R大学	未修	小規模	◎	H21	GPA1.5	H21までは相対評価の分布 の中にD(不合格)が含まれ ていたため、H22からは各 判定は絶対評価とした	未策定		H21年度から、GPA制度の導入と同時に2年連 続留年すると除籍になる制度を導入
19 S大学	未修	小規模	×		未導入		策定済み (HPに記載)		・H23 進級要件の厳格化(必要修得単位の増 加) ・H23 修了再試験の廃止 ・H19 法務総合演習(事実上の修了検定)の設

法科大学院	未・既	入学定員 (H23)	GPA 導入年	GPA 導入状況	GPAの 戻直し状況等	成績評価の 分布の見直し等	到達目標の 策定状況	FD活動の見直し等	その他
20 T大学	未修 既修	中規模		x x	未導入 未導入		未策定 (モデルを踏まえ授業を実施)		H22再試の廃止
21 U大学	未修 既修	小規模	H19 H19	● ●	GPA1.50 GPA1.50		策定済み (ハイレベル化に記載)		期末試験の採点基準や試験問題について、事前事後チェックを複数の教員で実施
22 V大学	未修 既修	小規模	H21	◎	GPA1.2	平成22年度から期末試験と並ぶ評価方法である平常点の内容及び割合を統一、成績評価基準をいっそう明確化・詳細化した。	策定済み		H20再試験の廃止
23 W大学	未修 既修	大規模	開設時 開設時	◎ ◎	GPA1.5 GPA1.5		策定中 (平成24年4月に固有の到達目標(採点)を策定・公表。同年春学期までに「第1次案」を策定する予定)		※再試により合格した科目のGPIは0.5ポイントで算定
24 X大学	未修 既修	小規模	H22 H22	○ ○	GPA1.30 GPA1.30		策定済み		最終試験に合格することが修了要件となっている
25 Y大学	未修 既修	小規模	開設時	◎	H17 GPA1.75→1.50に引下げ		策定済み		期末試験受験及びレポート提出資格取得のための出席要件の緩和 授業の8割〜2/3以上出席
26 Z大学	未修 既修	中規模	H22	○	GPA1.50		策定済み		21年4月の特別委員会報告を踏まえ、H22からGPAを利用した進級制限制度を導入
27 AA大学	未修 既修	中規模	H21 H21	● ●	GPA2.00 GPA2.00		H23中に策定予定		成績評価の方法や基準に關しては、教員懇談会や委員会、FD会議で検討を重ねて共通化
28 AB大学	未修 既修	小規模	開設時 開設時	▲ ▲	進級・修了判定ではなく学習指導の資料として利用		策定済み		定例のFD研究会等で全教員間で情報共有を図り、成績評価が厳正に行われているかを定期的に点検
29 AC大学	未修 既修	小規模	H17 H17	◎ ◎	H21 GPA2.0→1.5に引下げ H21 GPA2.0→1.5に引下げ		策定済み (シラバスに記載)		H22 再試験の廃止
30 AD大学	未修 既修	小規模	H21 H21	○ ○	GPA1.70 GPA1.70		策定済み (シラバスに記載)		修了には所定の単位を修得した上で最終試験に合格する必要がある H20に、最終試験について、口述試験に加えて論文試験を導入することにした。
31 AE大学	未修 既修	中規模	開設時 H23(新設)	○ ○	GPA1.50 GPA1.50		未策定		H21 案件付進級制度の廃止 H22 再試験の廃止
32 AF大学	未修 既修	小規模	H22	○	GPA2.5		策定済み (HPに記載)		・中教審のヒアリングを踏まえGPAを導入 ・認証評価の指摘を受け自由選択科目の1割を選択必須科目とした。
33 AG大学	未修 既修	小規模	開設時 開設時	▲ ▲	23単位以上修得で2年次に進級 進級制限無し		未策定		進級制は未修の1〜2年次のみ 進級制を廃止
34 AH大学	未修 既修	中規模	H24 (予定)	△	未導入		未策定 (検討中)		H19に2単位減(進級・修了要件) H22 採点評価方法の統一・厳格化(平均点の配分の見直し)
35 AI大学	未修 既修	小規模	H21	◎	GPA1.5	H22 採点評価方法の統一・厳格化 (成績分布のばらつきの見直し)	未策定		H22 再試験後の評価の厳格化(CとDのみ) ・学年末特別試験(再々試験)の廃止 ・認証評価の指摘を受けて改善を推進 ・H22からは、定期試験の自己評価や改訂計画を提出する取組も開始 年間の修得単位数が16単位未満の者は除く
36 AJ大学	未修 既修	小規模	開設時 開設時	● ●	進級制未導入 H22 GPA1.5→2.0(認証評価の指摘) ※すべての科目は2.0、法律基本科目のGPAは1.8		未策定		・H22 再試験後の評価の厳格化(CとDのみ) ・H23 再試験後の評価の厳格化(CとDのみ) ・H22 再試験後の評価の厳格化(CとDのみ) ・H22 再試験後の評価の厳格化(CとDのみ)
37 AK大学	未修 既修	大規模	H19 H20	◎ ◎	GPA2.0 GPA2.0		策定済み (基本理念・教育目標)		
38 AL大学	未修 既修	中規模	H22 H22	◎ ◎	GPA1.70 GPA1.70		未策定		成績評価について、教員の意識を共通化するため、基準を明確化し、FD会議で検討を重ねる。また、複数クラスある科目は、クラスごとではなく、全体で評価を実施している

注 1 当省の調査結果による。
2 入学定員は、大規模校100人以上、中規模校50人以上100人未満、小規模校50人未満である。
3 GPA導入状況は、以下の6類型に整理している。
△…導入予定、試行的に導入
▲…進級・修了要件以外で利用
x…未導入(検討中も含む)
◎…進級要件として利用
○…進級要件として飲み利用
●…修了要件としてのみ利用